

新宿区私立幼稚園未就園児預かり事業利用料負担軽減補助金のお知らせ

1 補助金の内容について

(1) 補助対象者

新宿区内私立幼稚園が実施する未就園児預かり事業を利用する児童とともに、新宿区に住所があり（住民登録している）、以下の対象世帯に該当する保護者。

※新宿区から転出した場合は、補助対象外になります。

《対象世帯》

- ①生活保護世帯
- ②住民税非課税世帯
- ③年収 360 万円未満相当世帯
- ④要支援児童等のいる世帯
- ⑤未就園児預かり事業を利用する児童が第2子以降であり、住民税課税世帯である世帯（以下「多子世帯」とします。）

(2) 補助基準額

対象世帯	利用者負担軽減補助金（低所得世帯等）				多子世帯負担軽減補助金（第2子以降）
	①生活保護世帯	②住民税非課税世帯	③年収 360 万円未満相当世帯	④要支援児童等のいる世帯	⑤多子世帯
補助基準額 （児童1人 当たり日額）	3,000 円	2,400 円	2,100 円	実費負担額	園に納入した利用料 （※2）

※1 補助基準額と保護者が園に納入した利用料のうち、いずれか低い額を補助します。
（千円未満切捨て）

※2 月額上限 44,000 円とします。

※3 複数の園を利用する場合は、利用する全ての園での利用料を併せて、上記の表の金額が補助基準額となります。

2 申請について

(1) 提出書類

新宿区私立幼稚園未就園児預かり事業利用料負担軽減補助金交付申請書兼口座振替依頼書（第1号様式）

《必要に応じて提出する書類》

(ア) 令和6年1月1日現在、新宿区に住民登録があり、申請日現在も新宿区に住民登録がある方 ⇒ 提出する書類はありません。

(イ) 令和6年1月1日現在、新宿区に住民登録がなく、申請日現在は新宿区に住民登録がある方 ⇒ 令和6年度課税（非課税）証明書

【課税証明書について】

- ①令和6年1月1日現在にお住まいの自治体で取得してください。
- ②多子世帯負担軽減補助金を申請する方は提出不要です。
- ③生活保護世帯の方は「保護証明書」を提出してください。

(2) 提出期限

令和6年10月25日（金）

(3) 提出方法

以下の提出先へ直接提出してください。（郵送・窓口持参のどちらも可）

※郵送の場合、未着などの責任は負いかねますので、あらかじめご了承ください。

【提出先】

〒160-8484

新宿区歌舞伎町1-5-1（新宿区役所第一分庁舎4階）

新宿区教育委員会事務局学校運営課幼稚園係

3 交付（振込）時期

支給対象月	4～9月分	10～3月分
交付（振込）時期	<u>11月末</u>	<u>5月末</u>

※上記提出期限を過ぎた後も令和7年3月31日（月）までに提出のあった申請については受け付けますが、補助金の交付時期が遅れます。令和7年3月31日（月）を過ぎて提出のあった申請は、一切受け付けできません。

4 お問合せ先

新宿区教育委員会事務局学校運営課幼稚園係

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1（新宿区役所第一分庁舎4階）

電話 03-5273-3103（直通） FAX 03-5273-3580